

セミナーアンケート調査結果

コーポレートガバナンス改革と取締役会の役割・評価セミナー

有限責任監査法人トーマツ

セミナー概要

コーポレートガバナンス改革と取締役会の役割・評価セミナー ～昨今の企業不祥事事件から得られる示唆

日程/場所	2015年12月9日(水) ベルサール東京日本橋
-------	-----------------------------

参加者	391名 (アンケート有効回答数 275)
-----	--------------------------



内容	取締役会のあり方と善管注意業務	コーポレートガバナンス強化の一連の流れの中で、取締役会は今後どのように機能し運営されるべきか、経営の監督・監視という観点から取締役がどのような義務を負いどのような場合に善管注意義務違反を問われるのか、裁判例をもとに解説	DT弁護士法人パートナー内藤 裕史
	コーポレートガバナンスと企業不祥事～昨今の開示事例より	国内外で大きく報道された最近の企業不祥事の事例をもとに、取締役会でいかなる事項を議論し何を実施すべきだったのか、コーポレートガバナンスに求められる課題や、事例から得られる示唆について解説	有限責任監査法人トーマツシニアマネジャー山内 達夫
	取締役会の実効性向上に必要な視点	取締役会の実効性を向上させるにあたり必要となる取締役会の果たすべき役割や評価のポイント等について解説	有限責任監査法人トーマツパートナー岸田 靖

主に総務・法務や経営企画などCGコードの窓口である部署が参加し、また取締役会に係わるテーマであることから役員や部長クラスなど役職が高い方の参加が多い

業種

業種	回答者数
製造業	103
情報テクノロジー(TMT)	31
建設・不動産	27
小売・卸売・外食	26
金融	23
その他	65

企業統治形態

機関設計	回答者数
監査役設置会社	221
監査等委員会設置会社	11
指名委員会等設置会社	8
未記入	35

所属部署

参加者の所属部署	回答者数
総務・法務	93
経営企画	83
財務・経理	21
内部監査	18
監査役・監査役室	16
リスク管理	16
その他(広報・IRなど)	28

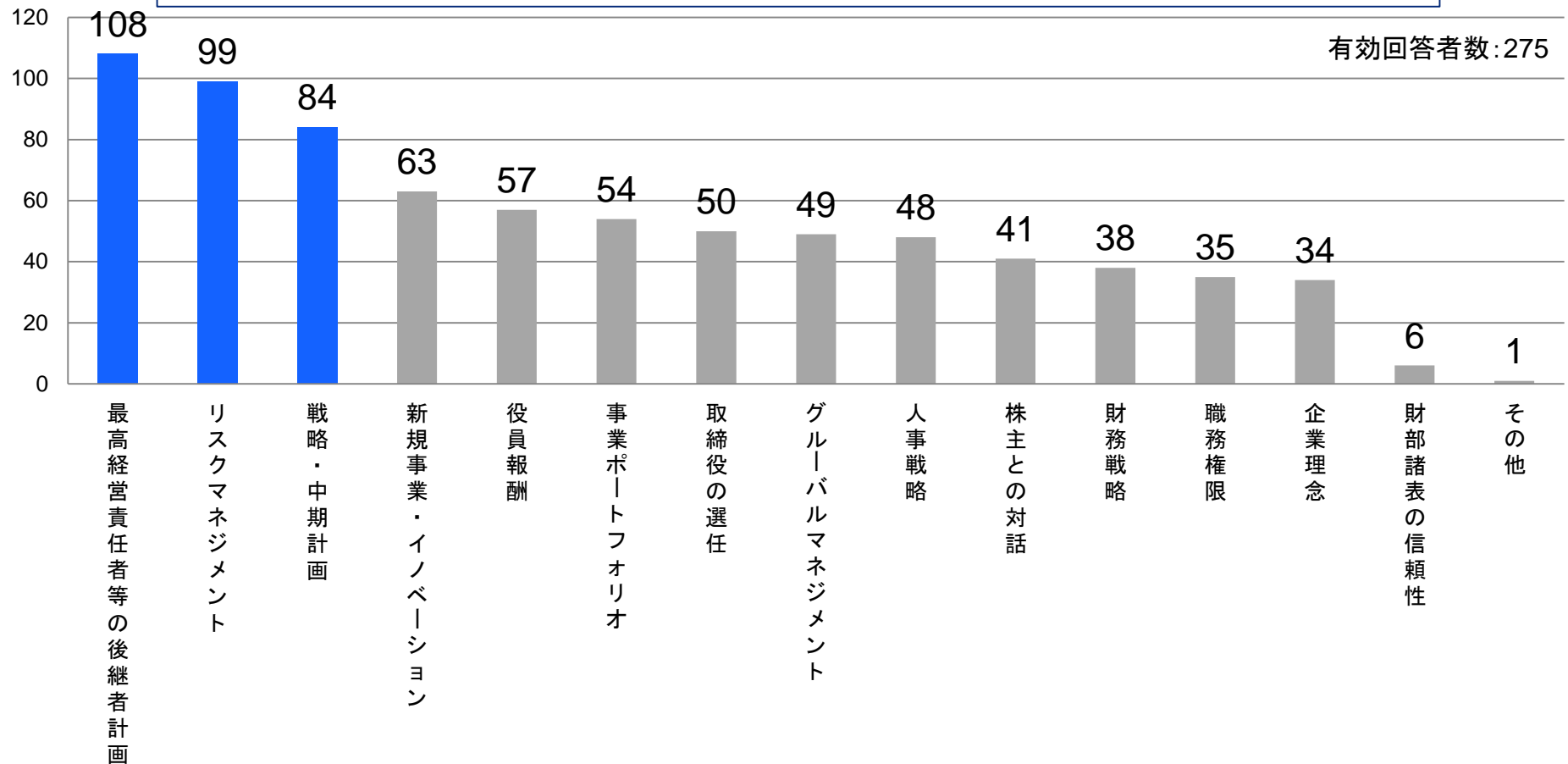
役職

参加者の役職	回答者数
取締役・執行役・執行役員	35
部長(グループリーダー)	72
課長(チーム長)	56
部員	52
監査役	11
その他	49

「最高経営責任者等の後継者計画」「リスクマネジメント」「戦略・中期計画」の議論が取締役会において不足していると考えている方が多い

取締役会で議論が不足している分野

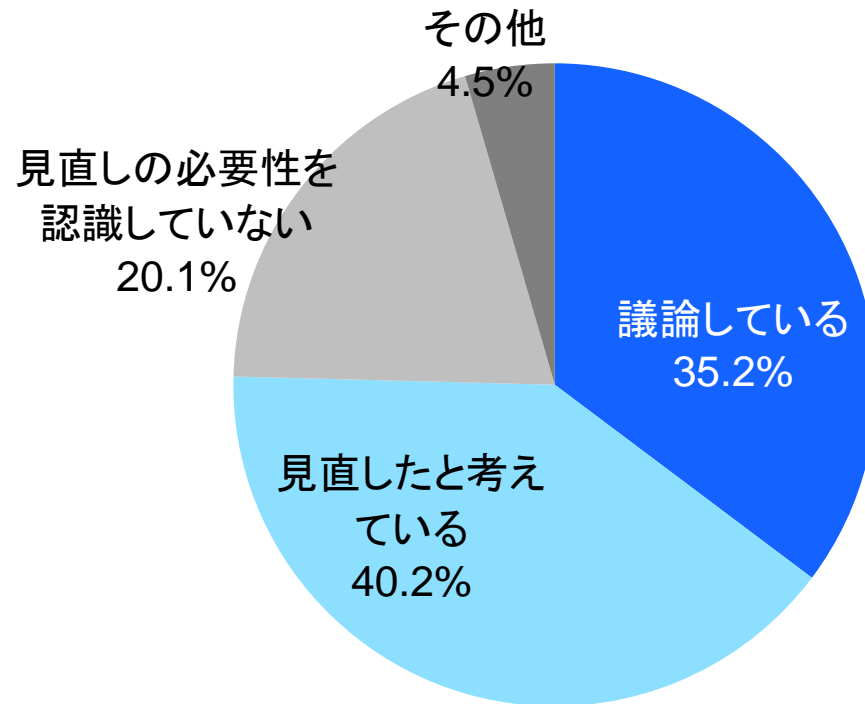
Q1. 取締役会での議論が不足しているとお考えの分野についてご教示ください。下記選択肢のうち、上位3つに入るテーマを選択してください。



75.4%が取締役会の「重要な業務執行」や「取締役への委任」の範囲について議論、もしくは見直したいと考えている

重要な業務執行の範囲や取締役への委任の範囲

Q2.取締役会が担うべき重要な業務執行の範囲(監査役設置会社)や取締役への委任の範囲(監査役設置会社以外)について取締役会での議論の状況をご教示ください。

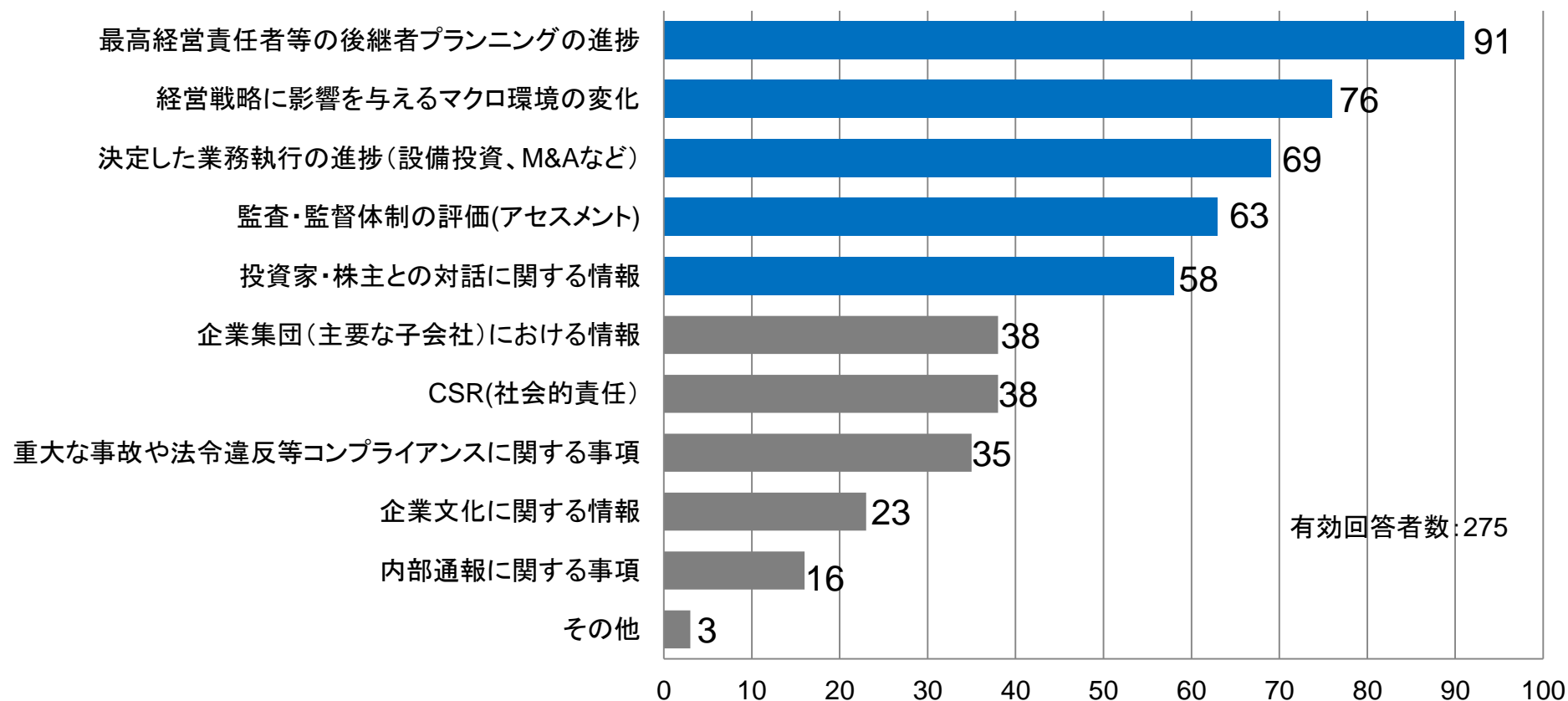


未記入を除いた有効回答者数:244

CGコードの記載項目のほか「マクロ環境の変化」や「業務執行の進捗」「監査・監督体制の評価」など監督機能を発揮するうえでの基本情報が不足していると感じている

取締役会が入手すべき情報として不足しているもの

Q3.取締役会で議論するために入手すべき情報として不足していると考えるものをご教示ください。(複数選択可)

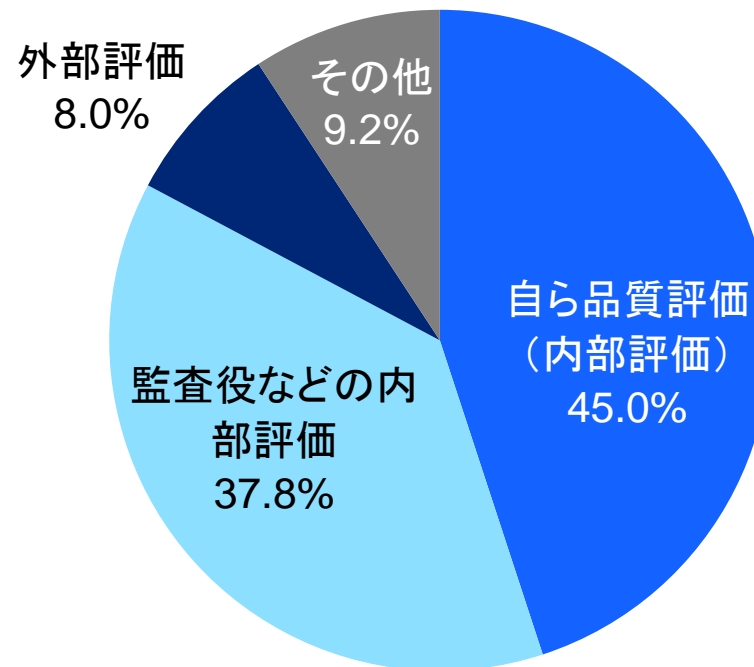


内部監査部門から報告される情報の信頼性を確保すべく、90%超が何らかの評価を実施している

内部監査部門からの情報の信頼性

Q4.取締役会による情報の入手方法の1つとして、内部監査部門からの報告がありますが、内部監査部門から報告される情報の信頼性をいかに確保しているかをご教示ください。(複数選択可)

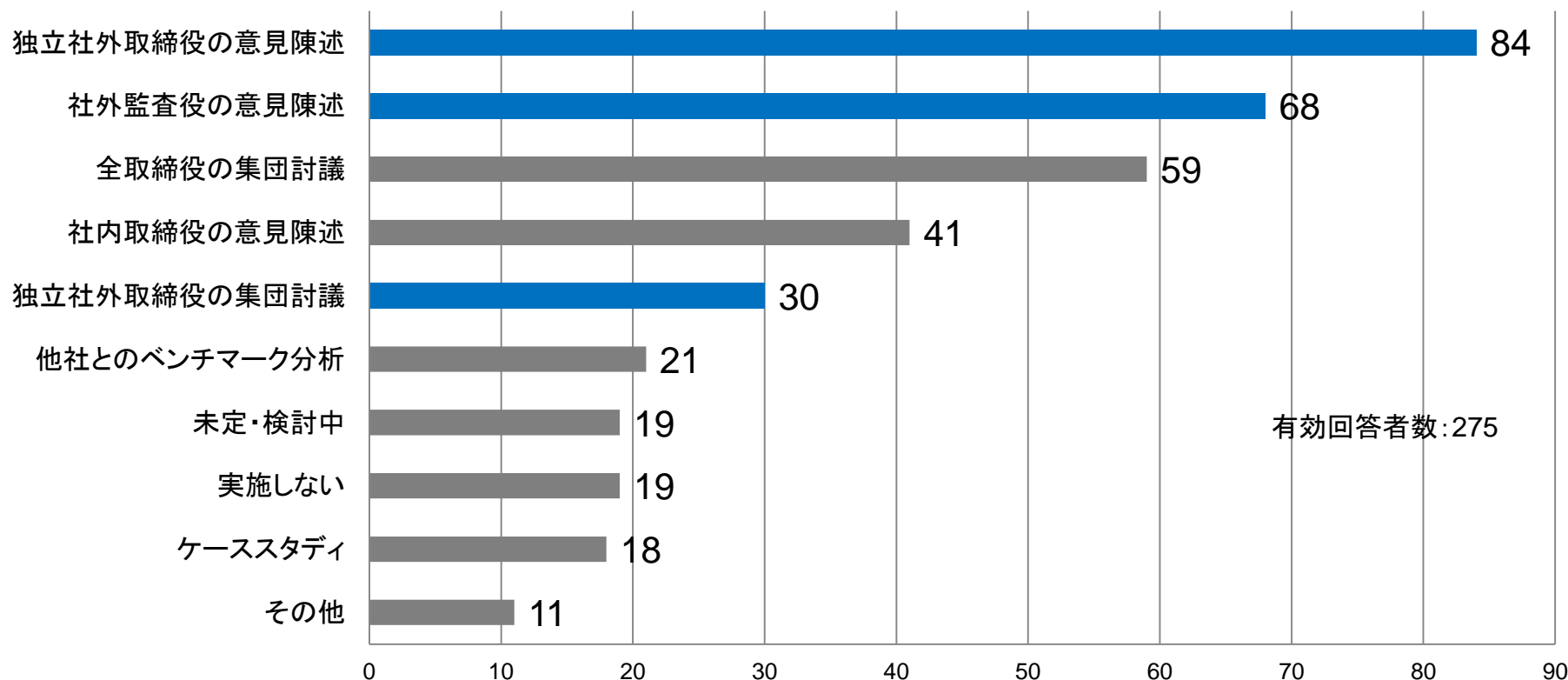
未記入を除いた有効回答者数:238



業務執行に携わらない社外取締役や社外監査役の意見陳述や集団討議によって、取締役会の実効性分析・評価を検討しようとしている企業が多い

取締役会の実効性分析・評価の手法

Q5. 取締役会における議論ができているかを検証するため、「取締役会の実効性分析・評価(コーポレートガバナンスコード4-11③)」の手法をご教示ください。なお、実施していない場合は、今後の予定をご教示ください。(複数選択可)



本資料に関するお問い合わせ先

有限責任監査法人トーマツ
アドバイザー事業本部

GRC(ガバナンス・リスク・コンプライアンス)事務局

grcjapan@tohmatu.co.jp

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人 および DT 弁護士 法人 を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネス プロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,700名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー サービス、リスク マネジメント、税務 および これらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約225,000名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および 各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL および そのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited